

第2回 阪南市留守家庭児童会指定管理者選定委員会

日時 令和6年4月18日（木）午後3時30分から

場所 阪南市役所3階 全員協議会室

案 件

1. 阪南市留守家庭児童会指定管理者選定委員会の副委員長の選任について
2. 阪南市留守家庭児童会指定管理者選定スケジュールについて
3. 阪南市留守家庭児童会指定管理者募集要項（案）について
4. 阪南市留守家庭児童会指定管理者業務仕様書（案）について
5. 阪南市留守家庭児童会指定管理者募集要項提出様式Ⅰ・Ⅱ（案）について
6. 阪南市留守家庭児童会指定管理者候補者の選定基準（案）について
7. その他

資 料 一 覧

■阪南市留守家庭児童会指定管理者選定委員会の組織等

資料 1 阪南市留守家庭児童会指定管理者選定委員会委員名簿

■第 1 回阪南市留守家庭児童会指定管理者選定委員会の要旨録

資料 2 阪南市留守家庭児童会指定管理者選定スケジュール

■阪南市留守家庭児童会指定管理者募集要項（案）・業務仕様書（案）・様式集（案）

資料 3-① 阪南市留守家庭児童会指定管理者募集要項（案）

資料 3-② 阪南市留守家庭児童会指定管理者募集要項・変更箇所一覧

資料 4-① 阪南市留守家庭児童会指定管理者業務仕様書（案）

資料 4-② 阪南市留守家庭児童会指定管理者業務仕様書・変更箇所一覧

資料 5-① 阪南市留守家庭児童会指定管理者募集要項提出様式Ⅰ（案）

資料 5-② 阪南市留守家庭児童会指定管理者募集要項提出様式Ⅱ（案）

■阪南市留守家庭児童会指定管理者候補者選定基準（案）

資料 6-① 阪南市留守家庭児童会指定管理者候補者選定評価方法（案）

資料 6-② 阪南市留守家庭児童会指定管理者候補者選定評価表（案）

阪南市留守家庭児童会指定管理者選定委員会委員名簿

令和6年4月1日～

番号	氏 名		所 属 等
1	二宮 衆一	にのみや しゅういち	【学識経験を有する者】 和歌山大学教育学部教授
2	出口 尚暢	でぐち ひさのぶ	【学識経験を有する者】 阪南市商工会専務理事
3	畑中 美和子	はたなか みわこ	【保育に見識のある者】 石田保育所長
4	望月 美也子	もちづき みやこ	【放課後児童健全育成事業に 見識のある者】 阪南市P T A代表
5	車谷 雅子	くるまたに まさこ	【放課後児童健全育成事業に 見識のある者】 特定非営利活動法人 子どもNPOはらっぱ
6	松藤 隆志	まつふじ たかし	【放課後児童健全育成事業に 見識のある者】 東鳥取小学校長
7	<u>森貞 孝一</u>	<u>もりさだ こういち</u>	【教育委員会事務局職員】 阪南市教育委員会事務局 生涯学習部長
8	<u>中山 孝一</u>	<u>なかやま こういち</u>	【教育委員会事務局職員】 阪南市教育委員会事務局 生涯学習部理事

阪南市留守家庭児童会指定管理者選定スケジュール

令和 5 年 1 1 月～	●指定管理料財政協議	
1 2 月	●定例教育委員会 ・【報告事項】選定委員会設置要綱の制定について ・【議決事項】選定委員会委員の委嘱について	
令和 6 年 3 月 1 3 日（水）	●第 1 回選定委員会 ・指定管理者の選定基準について	
4 月 上旬	・第 1 回選定委員会の意見反映 ・募集要項・業務仕様書（案）の課題整理 ・各選定委員と意見交換 ・募集要項・業務仕様書（案）の修正	
4 月 中旬	●第 2 回選定委員会 1. 募集要項・業務仕様書の確定 2. 申請様式の確定	
下旬	・議会投げ込み ・指定管理者公募準備 ・告知用ウェブサイトの確認	
5 月 上旬	◆指定管理者公募開始 ・募集要項、業務仕様書、指定管理者応募申請書等	告示、市ウェブサイトで公開
5 月 中旬	●指定管理者応募説明会（5/15）	
下旬	●応募に関する質問受付（5/16～22） ●質問に対する回答（5/27）	市ウェブサイトで公表
6 月 3 日～1 3 日	●応募申請受付（6/3～13） ・応募書類一次審査（確認） ・選定委員へ資料送付	
中旬	●第 3 回選定委員会【提案説明会】 ・応募事業者によるプレゼンテーション ●第 4 回選定委員会 ・指定管理者候補者の決定	
下旬	●選定委員会から市へ指定管理者候補者選定の報告 ・選定結果通知（各応募事業者） ・指定管理者候補者と仮協定書締結	
7 月 下旬	●教育委員会へ報告 ●指定管理者指定議案提出	
8 月 中旬	●指定管理者候補者選定内容を市ウェブサイトへ公表	
9 月 下旬	●議会議決（指定管理者の指定について）	
1 0 月 1 日～	●指定管理者の指定告示 ●次期指定管理者への事務引継ぎ	
令和 7 年 下旬	●基本協定書締結	
2 月	●令和 7 年度事業計画書の受領	
3 月 上旬	●年次協定書締結 ●広報はんなん 3 月号 掲載	
下旬	●留守家庭児童会事務所引継ぎ（鍵の引継ぎ）	
4 月 1 日（土）	●指定管理者による指定管理スタート	

阪南市留守家庭児童会指定管理者募集要項 (案第2版 20240418)

下荘留守家庭児童会
舞留守家庭児童会
朝日留守家庭児童会
西鳥取留守家庭児童会
東鳥取留守家庭児童会
桃の木台留守家庭児童会
新上荘留守家庭児童会
尾崎留守家庭児童会



HANNAN
SDGs未来都市



令和6年5月
阪南市教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	施設の設置目的	1
3	施設の概要	2
4	指定の期間	2
5	管理運営方針・管理の基準及び業務内容	2
6	応募資格	2
7	指定管理者の募集及び選定スケジュール	4
8	応募説明会・施設見学会の開催	4
9	質疑及び回答	4
10	応募の手続き	5
11	経費に関する事項	6
12	選定の方法及び基準	6
13	指定管理者の指定及び協定	9
14	問合せ	10

1 はじめに

留守家庭児童会は、保護者が労働等の事由により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活指導の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的に設置するものです。

阪南市では、市内の8つの市立小学校の全校の敷地内に留守家庭児童会を開設しており、平成19年7月に留守家庭児童会の管理運営業務に指定管理者制度を導入しました。本市の留守家庭児童会の入会児童数は、高学年（4年生以上）の受入れを開始した平成28年度から増加し続け、その後、新型コロナウイルス感染症による利用控え等により、一時的に減少傾向にありましたが、令和5年度は入会児童数及び入会率ともに増加に転じました。

一方、留守家庭児童会を運営する支援員等については、配置基準をクリアしているものの、思うように人材を確保することができず、人員配置に余裕がない厳しい運営状況が常態化しています。

国においては、平成30年9月に発出した「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、令和5年度末までの放課後児童クラブ（本市における留守家庭児童会）の待機児童の早期解消、児童の自主性と社会性等のより一層の向上を図るため、放課後児童対策の取組を推進してきました。しかし、令和5年5月時点で待機児童が依然として約1.6万人存在し、令和5年度末までの目標達成が困難な状況となりました。そこで、放課後児童対策を一層強化して、児童のウェルビーイングの向上と共働き・共育での推進を図るため、放課後児童クラブの活動に関わる人材の確保、放課後児童クラブを開設する場の確保など、集中的に取り組むべき対策をとりまとめた「放課後児童対策パッケージ」を令和5年12月に発出したところです。

全国的に共働き家庭の児童数のさらなる増加が見込まれるなか、本市においても、子育て支援施策はもとより保護者の就労支援施策としても、留守家庭児童会の重要性は今後さらに高まるものと認識しています。

そこで、今回の指定管理者の募集においては、本市の状況と国の動向を踏まえ、適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図るため、次の4つの事項を念頭に、児童の自主性と社会性をより一層向上できる提案を期待しています。

1. 留守家庭児童会を効率的・効果的に運営できるか
2. 留守家庭児童会の安定的な運営に必要な支援員等を確保できるか
3. 安全で安心して通え、基本的な生活習慣を習得できる「生活の場」を提供できるか
4. 発達段階に応じた主体的な遊びができる「遊びの場」を提供できるか

2 施設の設置目的

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等の事由により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活指導の場を提供し、もってその児童の健全な育成を図ることを目的として設置しています。

3 施設の概要

開設箇所数：8 小学校区内、支援の単位：1 6

児童会名	所在地	定員	支援 単位	施設 種別	延床面積 (㎡)
下荘留守家庭児童会	箱作 2320	60 人	2	専用施設	144.5
舞留守家庭児童会	舞 4-6-31	40 人	1	校舎内	64
朝日留守家庭児童会	自然田 272-1	60 人	2	校舎内	112
西鳥取留守家庭児童会	鳥取 72	80 人	2	校舎内	128
東鳥取留守家庭児童会	石田 600-1	120 人	3	専用施設	353.1
桃の木台留守家庭児童会	桃の木台 5-423-33	100 人	3	専用施設	273.6
新上荘留守家庭児童会	下出 548-1	80 人	2	専用施設	190.7
尾崎留守家庭児童会	尾崎町 5-33-8	60 人	1	専用施設	102.1

4 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで（5 年間）

※この期間は、指定管理者候補者の決定後、市議会の議決により確定します。

5 管理運営方針・管理の基準及び業務内容

この要項に記載されているもののほか、別途、「阪南市留守家庭児童会指定管理者業務仕様書」で定めます。

6 応募資格

(1) この募集に応募できる者は、次のいずれかに該当する者としします。

- ①指定の期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体（以下「法人等」という）
- ②①の法人等を含む複数の法人等により構成されたグループ（以下「グループ」という）

(2) グループでの応募については以下を遵守してください。

- ①グループで応募する場合、構成員の中からグループを代表する代表団体を定めてください。
- ②協定の締結にあたっては、グループの構成員すべてを協定当事者としします。
- ③単独で応募した法人等は、グループ応募はできません。
- ④グループ応募の代表団体及び構成員は、複数のグループ応募はできません。
- ⑤応募書類提出後、代表団体及び構成員の変更は原則として認めません。

(3) 欠格事項

この募集に応募しようとする者（グループ応募の場合にあつては、全ての構成員）は、次に掲げる条件を全て満たすものとします。なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者として扱いません。また、同一事業者や関連事業者などで、適正な競争性が阻害されるおそれがある場合は、その参加資

格を取り消すことができるものとします。

- ①阪南市入札参加停止要綱（平成13年阪南市訓令第12号）に基づく入札参加停止若しくは指名回避又は阪南市公共工事等暴力団排除措置要綱（平成25年2月21日決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
 - ②地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - ③公募開始の日から契約締結までの日において、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
 - ④国税及び地方税を滞納していない者であること。
 - ⑤阪南市暴力団排除条例（平成24年阪南市条例第16号）第2条に規定する暴力団、暴力団密接関係者等に該当しない者であること。
 - ⑥本業務と同等以上とみなされる業務を提供した実績があること又は本業務に関し、事業者が独自に新たな提案を供する意思があること。
 - ⑦指定管理業務を遂行できる体制が整えられていること。
 - ⑧団体またはその代表者（（カ）の場合、代表者に準ずる地位にあるものを含む）が次の者に該当しないこと。
 - （ア）禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者。
 - （イ）本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。
 - （ウ）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者。
 - （エ）地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがあり、その取り消しの日から2年を経過しない者。
 - （オ）本市の市議会議員、市長並びに地方自治法第180条の5第1項及び第3項の委員会の委員である者。
 - （カ）今回の指定管理者選定委員会委員及び公募事務に関与した者、またはこれらの者と利害関係にある者。
 - （キ）法律行為を行う能力を有しない者。
 - （ク）破産宣告を受け、復権を得ない者。
- （4）過去3年以内（令和6年4月1日基準日）に、児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業の管理運営の実績が必要です。

7 指定管理者の募集及び選定スケジュール

(1) 募集要項等公開（市ウェブサイト掲載）	5月1日(水)～
(2) 応募説明会	5月15日(水)
(3) 質疑受付期間	5月16日(木)～22日(水)
(4) 質疑回答日	5月27日(月)
(5) 応募受付期間	6月3日(月)～6月13日(木)
(6) 提案説明会	6月●日(●)※要調整
(7) 候補者の決定、通知、選定理由等の公表	7月中旬
(8) 指定管理者の議決	9月議会
(9) 指定管理者の引継期間	10月～令和7年3月
(10) 指定管理開始日	令和7年4月1日(火)

募集要項や参加申込書等の公募に関する資料・様式等は、本市ウェブサイトからダウンロードしてください。

〔阪南市ウェブサイト〕 <http://www.city.hannan.lg.jp/>

8 応募説明会の開催

- (1) 開催日時 令和6年5月15日(水)午後2時～
- (2) 開催場所 阪南市役所本庁別棟2階第4会議室
- (3) 説明内容 申請方法、申請書類、指定管理者業務等の説明、施設見学の説明
- (4) 参加人数 1団体につき2名以内
- (5) 参加申込 「説明会・現地施設案内参加申込書（様式A）」を令和6年5月13日(月)午後5時までにEメールで送信のこと。Eメールの件名は、「【貴法人等またはグループ名】留守家庭児童会指定管理者 応募説明会」としてください。（送信後は送信した旨の電話連絡をお願いします）
- (6) 送信先 阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進室
メールアドレス：s-gakusyuu@city.hannan.lg.jp
電話（直通）：072-489-4542

9 質疑及び回答

業務内容、提案方法等に質疑がある場合は、質疑書(様式B)を提出してください。

回答は、下記の回答日に阪南市ウェブサイトへ掲載しますが、質問のあった事業者名は公表しないものとします。なお質疑書は、本市ウェブサイトからダウンロードしてください。

〔阪南市ウェブサイト〕 <http://www.city.hannan.lg.jp/>

- (1) 受付期間 令和6年5月16日(木)～令和6年5月22日(水)午後5時
- (2) 提出方法 質疑書(様式B)により下記にEメールで提出してください。Eメールの件名は、「【貴法人等またはグループ名】留守家庭児童会指定管理関係」としてください。（送信後は送信した旨の電話連絡をお願いします）
- (3) 提出先 阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進室
メールアドレス：s-gakusyuu@city.hannan.lg.jp
電話（直通）：072-489-4542
- (4) 回答日 令和6年5月27日(月)

10 応募の手続

指定管理者指定申請書（様式C）に所要事項を記入のうえ、必要書類を添えて受付期間中に持参してください。郵送、FAX、Eメール等による受付は行いません。

なお、提出後において、提出された書類の内容を変更することは出来ません。

提出書類に虚偽の記載があった場合は、応募を無効とします。また、本市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求める場合があります。

（1）提出書類

A 提出書類様式Ⅰ（様式A～様式J）

B 添付書類（任意様式）

①法人の場合

ア 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

イ 定款、寄付行為、規則その他これらに類する書類

ウ 過去3年度分の法人税納税証明書及び消費税納税証明書

エ 過去3年度分の貸借対照表

オ 過去3年度分の損益計算書

カ 過去3年度分の人員表

各決算日の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数（パートタイマー、アルバイトは8時間で1人と換算のこと）

キ 役員名簿及び法人の組織表（令和6年4月1日現在）

ク 事業活動の状況がわかるパンフレット類等

ケ 防火対象物防火管理者の資格の写し（1名ただし甲種）

②その他の団体の場合

ア 定款、寄付行為、規則その他これらに類する書類

イ 令和6年4月1日の属する事業年度の収支予算書及び過去2年度分の収支決算書（合計3年度分）

ウ 役員名簿（令和6年4月1日現在）

エ 役員の過去3年度分の市税等納税証明書

オ 役員の身元証明書及び経歴証明書

カ 事業活動の状況がわかるパンフレット類等

キ 防火対象物防火管理者の資格の写し（1名ただし甲種）

③グループでの応募の場合

ア グループ構成員届出書（様式D）

イ 委任状（様式H）

ウ 協定書の写し

※なお、グループでの応募の場合、代表団体及び構成員すべての事業者について、上記①の書類もしくは上記②の書類を提出してください。

C 提出書類様式Ⅱ（様式1～様式6）

（2）提出部数

提出部数は、13部（正本1部、副本12部）

※別途、提出書類を記録したCD-Rを1部提出してください。

①提出書類のうち、副本12部については、名称、マークその他、申請者が特定できる情報は必ず黒塗りしてください。

- ②提出書類は、パンフレット類等を除き、A4サイズ縦長左綴じフラットファイル等により製本してください。また、ラベル等により、様式番号等を明示してください。
- ③市民税等が非課税の場合は、非課税を証明する書面を提出してください。
- (3) 応募受付期間及び提出方法
 - ①受付期間 令和6年6月3日(月)～6月13日(木)
ただし、閉庁日を除きます。
 - ②受付時間 午前10時～午後5時
 - ③受付場所 大阪府阪南市尾崎町35-1
阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進室
(阪南市役所2階28番窓口)
 - ④提出方法 直接持参してください。
- (4) 申請にあたっての留意事項
 - ①費用の負担
応募の際に要する費用は、申請者の負担とします。
 - ②提供した資料の取扱い
教育委員会が提供した書類等は、応募目的以外に利用することを禁じます。
 - ③提出書類の取扱い
申請者からの提出書類は返却しません。なお、提出書類については、阪南市情報公開条例の対象となりますので了承のうえ提出してください。
 - ④提出書類の著作権の帰属
指定管理者の指定後、指定管理者からの提出書類は、教育委員会が無償で利用できるものとします。
 - ⑤1法人等または1グループにつき、1提案とします。複数の提案はできません。

1.1 経費に関する事項

阪南市が支払う指定管理料の金額及び支払時期、方法については、年度ごとに締結する協定書で定めます。過去3年間の経費の実績額は応募説明会で提示しますので参考にしてください。

- ①指定管理料は、年額を分割して市から毎月支払います。
- ②年間の指定管理料の上限額は、**123,505千円**とします。
※指定管理料には、①人件費、②管理運営費（消耗品費、光熱水費、保守管理費、修繕費等施設の保守管理、安全点検、衛生管理、修繕に必要な経費）等を含みます。
- ③支援員等の加配等により人件費の増減があった場合は精算します。
- ④修繕費は、年間**2,000千円**を指定管理料の中に含みます。
※年間の執行額が2,000千円に満たなかった場合は精算します。
- ⑤上記の金額は全て消費税（10%）込みの金額とします。

1.2 選定の方法及び基準

(1) 選定の方法

学識経験者等で構成する阪南市留守家庭児童会指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という）を設置し、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査

し、指定管理者候補者の選定を行います。

(2) 選定の基準

指定管理者の選定は、選定基準に基づき、児童の自主性と社会性のより一層の向上が図られ、各留守家庭児童会の管理運営を安定的かつ効率的に行うために必要な能力と実績を有するか否かを次の評価項目に基づき評価し、総合的に判断します。

【指定管理者評価項目別配点】

選定基準	評価項目	配点
①市民の平等な利用が確保されること	公の施設の公共性・公平性に対する考え方	5点
	施設間のサービス内容の平準化に対する考え方	5点
	個人情報の保護に対する対応方針と社会的弱者への配慮、緊急時の対応	5点
	小計	15点
②管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること	団体の組織の状況	5点
	団体の事業実績（過去の事業実績を含む）	5点
	施設の管理運営に必要な資産（財政力）	5点
	職員の人員配置（勤務体制・配置体制・人数）	20点
	人材確保の方策及びその確実性	20点
	人員不足が生じた場合のバックアップ体制	10点
	研修計画・指導体制・支援体制	15点
	小計	80点
③管理経費の縮減が図られること	指定管理料見積金額による評価 ・30点×申請者の中の最低提案額÷当該事業者の提案額 ＝得点（1点未満切り捨て）	30点
	運営収支計画・経費縮減の考え方及び具体の方策	10点
	小計	40点
④施設の効用を最大限発揮し、児童の自主性・社会性等の一層の向上が図られること	留守家庭児童会の運営に対する基本的な考え方	15点
	生活習慣や社会性を習得するための具体的な実施策	20点
	児童の発達段階に応じた育成支援に対する考え方及び支援内容	20点
	特別な配慮を必要とする児童（障がい・虐待・いじめ・アレルギ－・日本語能力など）への配慮に対する考え方	25点
	小計	80点
⑤効率的・効果的な事業運営が図られること	ICT活用やデジタル化による児童・保護者の利便性向上	10点
	ICT活用やデジタル化による支援員等の業務効率化	10点
	小計	20点
⑥衛生管理及び安全対策が講じられていること	・感染症予防・事故やケガの防止の対応・防犯対策 ・防災対策・安全計画の策定・業務継続計画の策定	30点
	小計	30点
⑦関係機関等と連携すること	保護者との連携	10点
	学校との連携	10点
	地域との連携	5点
	小計	25点
⑧その他特に加点すべき提案等	特に加点して評価すべき提案	10点
	小計	10点
	合計	300点

(3) 提案説明会

提出された提案書に基づき、提案説明会を行います。なお、提案説明会は非公開とし、審査結果等についての異議申立ては一切受け付けません。

①実施日時

令和6年6月●日(●) 時から

※詳細な実施日時については、申請者に個別に通知します。なお、提案説明会の実施順は、提案書の提出順とします。

②実施場所

阪南市役所内(予定)

※実施場所は、変更する場合があります。変更する場合は、申請者に個別に通知します。

③所要時間

提案説明 20分以内(準備時間を含まない)

質疑・応答 20分程度

※詳細な時間割については、後日連絡。

④説明内容

提案書の説明とします。

⑤出席者

4人以内とします。

⑥その他

ア 提案説明会で使用する資料は、提出された提案書のみとする。

イ パソコン使用の場合は申請者が持参すること。(プロジェクター、スクリーンは本市で用意しますが、持参も可とします)

(4) 提案説明会の参加資格の確認

提出書類により応募資格の有無について確認します。応募資格を有しないことが明らかな場合は、提案説明会実施日までに提案説明会に参加できないことを当該申請者に通知します。

(5) 候補者の選定

①提出書類と提案説明会の結果を基に、評価項目に基づき選定委員会において総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定します。

②選定委員の配点合計のうち、最高点と最低点を除いた評価点の合計を当該申請者の総合点とします。

③総合点が最も高い順に指定管理者の候補者を選定します。なお、同点の場合は、選定委員会の委員長が候補者順位を決定します。

④総合点が満点の60%に満たない場合、指定管理者の候補者に選定しません。

(6) 候補者の決定および通知

選定委員会は、選定結果を教育委員会に報告し、その後、教育委員会から報告を受けた阪南市長が、選定結果報告に基づき指定管理者候補者を決定して当該申請者に文書で通知します。

(7) 選定結果の公表

- 選定結果は、提案説明会に参加した全ての申請者に文書で通知します。
- なお、審査（選定）結果等についての異議申立ては、一切受け付けません。
- また、令和6年7月以降、本市ウェブサイトで、下記の情報を公表します。
 - ①提案説明会に参加した全ての申請者の名称
 - ②選定委員会の会議資料（申請者の提出書類は公表しません）
 - ③選定委員会の会議録（提案説明会の発言は会議録に記載しません）
 - ④指定管理者候補者第1位及び第2位となった申請者については下記のとおり得点を公表します。
 - ア 総合点
 - イ 選定基準ごとの得点（総合得点の内訳）

(8) 再度の選定

指定管理者に指定されるまでの間に、当該候補者を指定管理者とすることができない事情が生じたときは、審査において第2位となった者から順に候補者を決定することとします。

1.3 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者候補者と仮協定書の締結

阪南市長と指定管理者候補者は、指定管理者に指定されるまでの間は仮協定書を締結します。

(2) 指定管理者の指定

指定管理者の指定については、議会（9月議会を予定）の議決後、議決のあった候補者を指定管理者に指定します。

(3) 指定管理者との協議

指定管理者の指定後、教育委員会と指定管理者とが協定の具体的な内容について協議を行います。

(4) 協定の締結

施設の管理及び事業執行について、阪南市と指定管理者との間で協定を締結します。協定は、指定期間を期間とする基本協定と年度ごとに締結する年度協定の二本立て協定とします。

(5) 協定事項

- ①指定管理者に行わせる管理業務の範囲
- ②指定管理者が行う管理の基準
- ③指定期間に関する事項
- ④事業計画に関する事項
- ⑤事業報告及び業務報告に関する事項
- ⑥市が支払うべき費用に関する事項
- ⑦指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- ⑧業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ⑨その他、教育委員会が必要と認める事項

1 4 問 合 せ

〒 5 9 9 - 0 2 9 2	阪南市尾崎町 3 5 - 1
阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進室	
担 当	秋山
電 話 (直通)	0 7 2 - 4 8 9 - 4 5 4 2
E メール	s-gakusyuu@city.hannan.lg.jp

阪南市留守家庭児童会指定管理者募集要項 変更箇所一覧

番号	箇所	変更前	変更（案）
①	P1 6段落目	<u>子どもの健全な育成を図るため、</u>	<u>児童の健全な育成を図るため、</u>
②	P1 7段落目	3. 基本的な生活習慣を習得できる「生活の場」を提供できるか	3. <u>安全で安心して通え、</u> 基本的な生活習慣を習得できる「生活の場」を提供できるか
※	P4 7 指定管理者の募集及び選定スケジュール (6) 提案説明会	6月●日(●)※要調整	6月●日(●)※要調整
③	P4 9 質疑及び回答	下記の回答日 <u>から</u> 阪南市ウェブサイトへ <u>順次掲載</u> しますが、	下記の回答日 <u>に</u> 阪南市ウェブサイトへ <u>掲載</u> しますが、
④	P6 11 経費に関する事項	②年間の指定管理料の上限額は、 <u>※調整中</u> とします。	②年間の指定管理料の上限額は、 <u>123,505千円</u> とします。
⑤	P7 【指定管理者評価項目別配点】	⑦関係機関等と連携すること <u>と</u>	⑦関係機関等と連携すること
		<u>・</u> 特に加算して評価すべき提案	特に加算して評価すべき提案
※	P8 (3) 提案説明会	令和6年6月●日(●)(予定)	令和6年6月●日(●)時から
⑥	P9 (7) 選定結果の公表	行頭が揃っていないため、行頭に1マス空白を挿入	
⑦	P9 13 指定管理者の指定及び協定 (5) 協定事項	⑧ <u>その他、教育委員会が必要と認める事項</u>	⑧ <u>その他、教育委員会が必要と認める事項</u>

阪南市留守家庭児童会指定管理者業務仕様書 (案第2版 20240418)

下荘留守家庭児童会
舞留守家庭児童会
朝日留守家庭児童会
西鳥取留守家庭児童会
東鳥取留守家庭児童会
桃の木台留守家庭児童会
新上荘留守家庭児童会
尾崎留守家庭児童会



HANNAN
SDGs未来都市



令和6年5月
阪南市教育委員会

目 次

1	趣旨	1
2	指定期間	1
3	施設の概要	1
4	開所日及び開所時間等	1
5	対象となる児童及び定員	2
6	職員の配置基準・職務内容、研修の実施等について	2
	(1) 放課後児童支援員の資格要件	2
	(2) 職員の配置基準	3
	(3) 職員の職務内容	3
	(4) 職員研修の実施	4
7	利用料金	5
	(1) 保育料	5
	(2) 保育料の減額又は免除	5
	(3) その他費用	6
8	管理運営方針	6
	(1) 基本方針	6
	(2) 事業実施・維持管理・運営方針	6
9	管理の基準	6
	(1) 法令等の遵守	6
	(2) 善管注意義務	6
	(3) 施設の適正な維持管理	7
	(4) 物品の管理	7
	(5) 施設等の修繕	7
	(6) 管理業務の実施に伴い取得した情報の取扱い	7
	(7) 個人情報の適正な取扱い	7
	(8) 文書等の管理・保存	7
	(9) 情報公開	7
	(10) 委託の禁止	7
	(11) 指定管理者の表示	7
	(12) 事務所の設置	8
	(13) 環境への配慮	8
10	業務内容	8
	(1) 基本的事項	8
	(2) 児童の健全な育成に関する業務	8
	(3) 留守家庭児童会の入会申請及び許可等	8
	(4) 留守家庭児童会の利用料金の徴収等	9
	(5) 特別な配慮が必要な児童の受け入れ	9
	(6) いじめの防止や早期発見	9
	(7) 衛生管理	10
	(8) 誤食への対応	10

(9) 来所及び帰宅時の安全確保	10
(1 0) 非常災害・防犯に備えた対策	10
(1 1) 事故の防止・再発防止	11
(1 2) 児童虐待防止	11
(1 3) 安全計画の策定	11
(1 4) 業務継続計画の策定	11
(1 5) 自動車を運行する場合の所在の確認	11
(1 6) 保護者との連携、円滑な情報共有	11
(1 7) 指定管理者のウェブサイトの開設	12
(1 8) 施設の管理に関する業務	12
(1 9) 損害賠償保険の加入	12
(2 0) 学校、地域等との連携	12
(2 1) 市との連携等	12
(2 2) 要望、苦情への対応	12
(2 3) モニタリングの実施	13
1 1 備品等について	13
1 2 立ち入り検査について	13
1 3 業務の引継ぎ等	13
1 4 指定管理者の履行責任等	13
(1) 経費等	13
(2) 指定の取消し、業務規定	13
(3) 原状回復	14
(4) 施設の修繕及び改修	14
(5) 物品の管理等	14
(6) 損害賠償	14
(7) 事故等により第三者に生じた損害の賠償	14
(8) 秘密保持	14
(9) 業務実施時の留意事項	14
(1 0) その他	14
1 5 自主事業の提案	15
1 6 協議	15
(別紙) リスク分担表	16
(参考資料) 令和5年度利用者数	17

1 趣旨

この仕様書は、阪南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「設備及び運営基準条例」という。）、阪南市留守家庭児童会条例及び阪南市留守家庭児童会条例施行規則に定めるものの他、阪南市留守家庭児童会の指定管理者が行う業務の詳細について定めることを目的とする。

2 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

※この期間は、指定管理者候補者の決定後、市議会の議決により確定する。

3 施設の概要

開設箇所数：8小学校区内、支援の単位：16

児童会名	所在地	定員	支援単位	施設種別	延床面積(㎡)
下荘留守家庭児童会	箱作 2320	60 人	2	専用施設	144.5
舞留守家庭児童会	舞 4-6-31	40 人	1	校舎内	64
朝日留守家庭児童会	自然田 272-1	60 人	2	校舎内	112
西鳥取留守家庭児童会	鳥取 72	80 人	2	校舎内	128
東鳥取留守家庭児童会	石田 600-1	120 人	3	専用施設	353.1
桃の木台留守家庭児童会	桃の木台 5-423-33	100 人	3	専用施設	273.6
新上荘留守家庭児童会	下出 548-1	80 人	2	専用施設	190.7
尾崎留守家庭児童会	尾崎町 5-33-8	60 人	1	専用施設	102.1

4 開所日及び開所時間等

開所日・開所時間及び休会日は下記のとおりとする。ただし、市との協議により、これを臨時に変更し又は臨時に休会することができる。

【開所日・開所時間】

①	小学校の通常授業日、始業式・終業式、短縮授業日等	小学校の授業等の終了時から午後5時まで
②	土曜日、小学校の長期休業日（春季・夏季・冬季休業日）	午前9時から午後5時まで ※小学校行事に伴う開所日・開所時間は、小学校との調整により決定すること。
③	小学校行事日（運動会・授業参観日等）による振替休業日	
④	長時間保育（延長保育）	保護者の希望により午後7時まで延長すること。
	長時間保育（早朝保育）	②・③においては、保護者の希望により、午前8時から開所すること。

【休会日】

- ①日曜日
- ②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- ③年末年始(12月29日から翌年の1月3日までの日)

5 対象となる児童及び定員

- ①対象となる児童は、小学校に就学し、保護者が労働等のため昼間家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童であって、入会を決定した者とする。
- ②定員は、1支援の単位につき40人をめやすとする。

6 職員の配置基準・職務内容、研修の実施等について

(1) 放課後児童支援員の資格要件

放課後児童支援員は、設備及び運営基準条例第10条第3項に定める下記のいずれかの資格要件に該当する者であって、都道府県知事又は中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

【資格要件】

第1号	保育士の資格を有する者
第2号	社会福祉士の資格を有する者
第3号	学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業者等」という。)であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
第4号	教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者
第5号	学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
第6号	学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
第7号	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

第8号	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
第9号	高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
第10号	5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

(2) 職員の配置基準

指定管理者は、次のとおり職員を配置すること。

職員	雇用形態	配置場所	人数	資格要件
①統括責任者	正規 ・常勤職員	事務所	1名以上	<u>放課後児童支援員の有資格者又は放課後児童クラブの職務に従事し、一年以上の経験を積んだ者</u>
②副統括責任者	指定なし			
③主任支援員	正規 ・常勤職員	<u>各支援の単位</u>	1名以上	放課後児童支援員
④支援員	<u>可能な限り 正規・常勤 職員とする</u>	各支援の単位	2名以上	放課後児童支援員
⑤巡回指導 専門職員	指定なし	各児童会	適宜配置	看護師、カウンセラー等

※各支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員を配置すること。

ただし、1人は補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者）に代えることができる。

※「③主任支援員」は、「④支援員」を兼ねることができる。

※児童との安定的、継続的な関わりが重要であるため、職員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすること。

※放課後児童支援員等の勤務時間については、児童の受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定すること。

※常勤職員の定義は、子ども・子育て支援交付金交付要綱に定めるとおりとする。ただし「①又は②」は、市や小学校との連絡調整のため、平日の午前9時から午後5時までの間に事務所に常勤することを必須とする。

※①～⑤の職員の他、配慮が必要な児童に対する加配対応や、支援員等が育成支援に専念できるように周辺業務を行う事務員を適宜、配置すること。

(3) 職員の職務内容

職員の区分	職務内容
①統括 責任者	・全留守家庭児童会の管理運営、責任者として総括する。 ・全留守家庭児童会の運営状況を把握し指導する。

	・ 支援員等の育成、指導を行う。 ・ コスト意識を持ち、責任者として各留守家庭児童会の適切な運営を行う。 ・ 保護者からの相談・苦情等に対して最終責任者として対応する。 ・ 市、学校、関係機関との連絡、調整をする。
②副統括責任者	・ 総括責任者を補佐する。
③主任支援員	・ 児童の健全な育成と遊び及び生活の支援を行うとともに、支援員・補助員等を取りまとめ、留守家庭児童会の運営責任者を担う。 ・ 留守家庭児童会の運営と施設の維持管理をする。 ・ 育成支援の目標や計画の策定、児童の状況を把握する。 ・ 留守家庭児童会の行事を計画する。 ・ 保護者との連携、必要な情報交換、信頼関係を構築する。 ・ 学校、地域、関係機関との連絡、調整をする。
④支援員	・ 設備及び運営基準条例第10条に規定する放課後児童支援員で、豊かな人間性と倫理観を備え、常に自己研鑽に励みながら必要な知識及び技能をもって育成支援に当たる役割を担うとともに、関係機関と連携して児童にとって適切な育成環境が得られるよう支援する。
⑤補助員	・ 放課後児童支援員が行う支援を補助する。
⑥加配対応	・ 配慮が必要な児童に対して、児童の特性を踏まえ、遊びや生活の育成支援を行う。
⑦事務員	・ 放課後児童支援員等が育成支援に専念できるよう周辺業務を行う。
⑧巡回指導専門職員	・ カウンセラーや看護師等専門職員で、障がいのある児童や医療的ケアが必要な児童の受入れに対応するため、留守家庭児童会に巡回指導を行う。

(4) 職員研修の実施

児童の健全な育成を図るため、必要な知識、技能の習得及び資質の向上のための研修の機会を確保するものとし、次に掲げる研修を実施すること。

また年度開始時に、研修実施計画を策定し、年度終了時に研修実施報告書を作成のうえ、それぞれを市に提出すること。

①放課後児童健全育成事業の趣旨・目的、業務内容及び服務規定

②児童の成長段階に合わせた関わり方、遊びを通じた発達

③障がいのある児童の支援、育成支援

④救急処置（応急手当、普通救命講習、上級救命講習、AED講習）、災害対策（発生時の対応と事前の準備、避難誘導の行動）、アレルギー対応・エビペンの使用方法、窒息事故等、安全な保育を実施するうえで必要な内容等

⑤衛生管理（熱中症対策、感染症、食中毒のまん延防止等）

⑥人権の尊重及び個人情報保護、個人の権利擁護に必要な内容等

⑦留守家庭児童会の社会的責任と職場倫理、また、児童への基本的な接し方や保護者への接遇

- ⑧留守家庭児童会における性被害防止
- ⑨その他必要な事項
- (5) 労働環境の整備、衛生管理等
 - ①労働環境の整備

指定管理者は、職員の労働実態や意向を把握し、職員が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努めること。
 - ②衛生管理

指定管理者は、職員の健康管理や留守家庭児童会の衛生管理の観点から、職員の健康診断等を実施すること。
 - ③労災保険等への加入

職員が業務中あるいは通勤途上で災害等にあった場合の補償を行うため、事業主として労災保険に加入すること。また雇用条件により、厚生保険や雇用保険に加入すること。

7 利用料金

(1) 保育料

指定管理者は、市長の承認を得て、阪南市留守家庭児童会条例第8条第2項及び第3項に規定する額の範囲で保育料を定めるものとする。

【阪南市留守家庭児童会条例第8条第2項及び第3項】

区 分	保育料
月曜から金曜まで	月額6,200円
月曜から土曜まで	月額7,200円
長時間保育	1時間あたり月額1,600円 一時利用の場合は、1時間あたり160円とする。

※同一世帯で2人以上の児童が入会する場合は、最も保育料の額が高い児童にあつてはその額とし、その他の児童にあつては保育料の額の2分の1の額とする。

※保育料改定を行う場合は、事前に指定管理者と阪南市で協議を行い、収入見込額の変更により指定管理料の協議を行うものとする。

(2) 保育料の減額又は免除

指定管理者は、阪南市留守家庭児童会条例第8条第4項及び阪南市留守家庭児童会条例施行規則第7条に基づき、保育料の減額又は免除を行うこと。

【阪南市留守家庭児童会条例施行規則第7条】

第1号	生活保護法の規定による被保護世帯	保育料の全額
第2号	前年度分の市民税が非課税の世帯に属する児童の保護者	保育料の全額
第3号	前年度分の市民税が均等割のみの課税世帯に属する児童の保護者	保育料の半額
第4号	月の初日から末日までの間に1日も出席しなかった児童の保護者	保育料の全額
第5号	災害その他やむを得ない事由により保育料を納付	保育料の半額

	することが困難であると認められる世帯に属する 児童の保護者	
--	----------------------------------	--

(3) その他費用

間食代、教材費、傷害保険料、その他児童の日常生活、安全確保、行事開催等に関する必要な費用の実費に相当する額

8 管理運営方針

(1) 基本方針

国が示す「放課後児童クラブ運営指針」に規定する事項を踏まえ、留守家庭児童会の設置目的を十分理解したうえで、良質な育成支援と機能の向上に努めるとともに、児童及び保護者に対する公平かつ柔軟なサービス提供や効果的・効率的な運営管理を行うものとする。

(2) 事業実施・維持管理・運営方針

保護者、地域、学校や行政等との連携や協力体制が不可欠であり、日常的に良好な関係を保ち、協働意識をもって管理運営にあたるものとする。

- ①留守家庭児童会の設置目的の達成のため必要な事業を行うこと。
- ②児童の安全及び衛生管理、健康管理に十分に留意すること。
- ③平等な利用を確保し、公平な運営を行うこと。
- ④特別な配慮が必要な児童やその家族に対し、適切な支援を行うこと。
- ⑤利用者のサービス向上に努めること。
- ⑥個人情報の保護を徹底すること。
- ⑦施設・設備の適切な維持管理を行うこと。
- ⑧効果的・効率的な運営を行うこと。
- ⑨管理運営経費の縮減に努めること。
- ⑩行政、関係団体との連絡調整を十分に図ること。

9 管理の基準

(1) 法令等の遵守

留守家庭児童会の運営にあたっては、地方自治法等の関係法令、関係例規等を遵守すること。以下に主な法令等を掲げる。指定期間中に法令等の改正があった場合は、改正された内容を遵守すること。

- ①地方自治法同施行令及び同施行規則
- ②児童福祉法及び同施行令
- ③こども基本法、子ども・子育て支援法
- ④労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法
- ⑤個人情報の保護に関する法律
- ⑥放課後児童クラブ運営指針及び放課後児童クラブ運営指針解説書
- ⑦阪南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ⑧阪南市留守家庭児童会条例及び同施行規則
- ⑨その他関係法令等

(2) 善管注意義務

指定管理者は善良なる管理者の注意を持って、施設を常に良好な状態に管理

しなければならない。また、各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応すること。

(3) 施設の適正な維持管理

管理業務を行うに当たっては、児童が快適に過ごすことができるよう配慮し、施設を清潔に保つとともに、各施設近隣住民に対する配慮を怠ることなく適正な維持管理を行うこと。

(4) 物品の管理

指定管理者は、市の所有する物品は注意を持って管理に努めること。

また、物品のうち備品は、備品台帳を備え、取得及び廃棄等は随時、市に報告すること。経年劣化等により、既存の備品等が使用に供することができなくなった場合、市と協議の上、指定管理料に含まれている備品購入費をもって購入すること。指定管理料にて購入した備品は、市に帰属する。

(5) 施設等の修繕

指定管理者は、施設等の軽微な修繕が発生した場合、指定管理料に含まれている修繕料をもって修繕を行うこと。「14 指定管理者の履行責任(4) 施設の修繕及び改修」に記載のとおりとする。

(6) 管理業務の実施に伴い取得した情報の取扱い

指定管理者及び職員（職員であった者を含む）は、業務を行うことにより知り得た情報を他に漏らし、不当な目的のために利用してはならない。

また指定管理者の指定の期間が満了し、もしくは指定を取り消され、または指定管理者が利用する者が管理業務に従事しなくなった後においても同様とする。

(7) 個人情報の適正な取扱い

指定管理者及び職員（職員であった者を含む）は、個人情報の保護に関する法律の規定を遵守し、個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。また、管理業務に従事する者は、その業務に従事しなくなった後も含め、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせたり、または業務以外に利用したりするなど盗用してはならない。

(8) 文書等の管理・保存

管理業務を行うに当たり、作成し、または取得した文書、図面、写真及び電磁的記録（以下「管理文書」という）は、阪南市文書管理規定等を参考に、適正に管理・保存する。なお、管理文書については、指定期間終了時に教育委員会の指示に従って引渡しを行う。

(9) 情報公開

指定管理者が保有している管理文書は、法令等を遵守したうえで可能な限り公開する。

(10) 委託の禁止

指定管理者は、本業務を第三者に委託し、請け負わせることはできない。ただし、指定管理業務の一部について、あらかじめ市の承認を得た場合はこの限りではない。

(11) 指定管理者の表示

留守家庭児童会が指定管理者により管理運営されていることを示すため、施設

等に指定管理者名を表示する。

(表示例) 阪南市留守家庭児童会は、指定管理者である〇〇〇〇〇が管理・運営を行っています。

連絡先：指定管理者〇〇〇〇〇 電話番号〇〇〇〇〇〇

(1 2) 事務所の設置

指定管理者は、東鳥取留守家庭児童会施設内に事務所を設置し、市内の全留守家庭児童会の運営管理を行うこと。

(1 3) 環境への配慮

省エネルギー、ごみの削減、温室効果ガス排出削減等、環境に配慮した管理運営に努めること。

10 業務内容

(1) 基本的事項

①児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業に関する業務について、関係法令及び「放課後児童クラブ運営指針」等に従い、適正な管理運営を行うこと。

②児童福祉法第34条の8及び阪南市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱の規定に基づき、必要な手続きを行うこと。

③適正な人事管理を行うこと。

雇用契約の締結、留守家庭児童会への配置及び異動を適切に行い、留守家庭児童会別職員名簿を作成するなど適正に人事管理をすること。また、職員の継続雇用に努めること。

(2) 児童の健全な育成に関する業務

①児童が自ら進んで留守家庭児童会に通い続けられるように援助すること。

②児童の出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助すること。

③児童自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにすること。

④留守家庭児童会での生活を通して、日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるようにすること。

⑤児童が発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにすること。

⑥児童が自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、留守家庭児童会の生活に主体的に関わることができるようにすること。

⑦児童にとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされる間食を適切に提供すること。

⑧児童が安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応をとること。

⑨留守家庭児童会での児童の様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援をすること。

(3) 留守家庭児童会の入会申請及び許可等

①入会募集チラシ、入会申請案内の作成及び配付

ア 入会募集チラシを作成し、市内の保育所(園)、認定こども園、幼稚園や小学校等、就学予定の児童や就学児童を対象に事前に配付すること。

イ 入会申請案内を作成し、留守家庭児童会入会児童への配付並びに各施設

等に設置すること。

- ②「阪南市留守家庭児童会入会申請書（様式第1号）」に基づき入会申込の受付を行い、受付簿等による管理を行うこと。
 - ③入会申請は、入会基準に基づいて適正な可否の決定を行い、「阪南市留守家庭児童会入会許可・不許可決定通知書（様式第2号）」により保護者に通知を行うこと。
 - ④入会申し込み者のうち、特別な配慮が必要な児童等について、市と情報共有を行い、必要に応じ配置人員について加配等の措置を行うこと。
 - ⑤入会決定者に対して、入会説明会を実施すること。
 - ⑥入会に際し、損害保険の加入についての説明を行い、加入手続き（保険料の徴収を含む）及び加入後の事故等発生時は所要の対応を行うこと。
 - ⑦利用状況、途中入退所などの利用状況について、その状況が明確に確認できるよう台帳等で管理すること。
 - ⑧入会申請書の記載に変更があった場合は、「阪南市留守家庭児童会記載事項変更届出書（様式第8号）」を提出させるなど、適切に登録内容を管理すること。
 - ⑨入会者数など、利用児童数、開所状況、放課後児童支援員等の配置等に関する基本的事項について、翌月15日までに、市に報告すること。
- （4）留守家庭児童会の利用料金の徴収等
- ①利用料金の徴収・入金管理を行うこと。
 - ②その他費用（間食代、教材費、傷害保険料等の必要な費用の実費）は保護者へ説明のうえ、徴収・入出金管理を行うこと。
 - ③利用料金の収支報告書を作成し、保育料の収支は市に報告すること。その他費用は保護者の求めに応じて、公開すること。
 - ④「留守家庭児童会保育料減額・免除申請書（様式第4号）」の申請があった場合は、保育料の減免・免除の可否を決定し「留守家庭児童会保育料減額免除決定・却下通知書（様式第5号）」により、保護者に通知すること。
 - ⑤滞納者へ催促及び徴収。
- （5）特別な配慮が必要な児童の受け入れ
- ①障がいのある児童、医療的ケアが必要な児童の受け入れにあたっては、児童や保護者と面談の機会を持つなどして、児童の健康状態、発達の状況、家族の状況、保護者の意向、必要な支援等を把握し、留守家庭児童会を利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受け入れるものとする。
 - ②医療的ケアが必要な児童については、適切な医療的ケアその他の支援が受けられるようにするため、市と協議のうえ、看護師等の配置その他の必要な措置を行うこと。
 - ③日本語能力が十分ではない児童に対しては、通訳アプリを積極的に活用するなど円滑にコミュニケーションが図れるよう、配慮すること。
- （6）いじめの防止や早期発見
- 児童の間でいじめ等の関係が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、職員が協力して適切に対応すること。

(7) 衛生管理

- ①手洗いやうがいを励行するなど、日常の衛生管理に努めること。また、必要な医薬品等を備えるとともにそれらの管理を適正に行い、適切に使用すること。
- ②施設設備や間食等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止すること。
- ③感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めること。
- ④感染症や食中毒が発生した場合は、必要に応じて市や保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐこと。

(8) 誤食への対応

食物アレルギーを有する児童については、当該保護者と綿密な打合せを行い、事故がないよう実施すること。

- ①アレルギーを有する児童に対しては、個人のアレルゲン一覧表作成等、チェック体制の整備等、誤食防止の措置を講じること。
- ②アドレナリン（エピネフリン）自己注射薬（通常「エピペン」）を所持する児童については、常にその自己注射薬の保管場所や用法を把握し、万一来に備えること。
- ③児童が誤食したと認められるときは、直ちに救急車を要請するとともに、状況に応じて児童の所持する自己注射薬を適切に使用すること。

(9) 来所及び帰宅時の安全確保

- ①児童の来所や帰宅の状況について、必要に応じて保護者や学校と連絡を取り合って安全を確保すること。
- ②保護者と協力して、関係機関等と連携し、安全確保のための見守り活動等の取り組みを行うこと。

(10) 非常災害・防犯に備えた対策

児童の安全を守るために、防災・防犯の観点から日常的な危険回避（防止）と、危険との遭遇や事故・怪我の対応（危機対応）の2つの面から、「判断基準、連絡体制及び現場での対応手順等」について整備するなど、これらに対する不断の注意と訓練に努めること。

①非常災害に備えた計画、訓練等

- ア 市・小学校・消防・警察等との相互の連絡体制を構築すること。
- イ 施設の防火管理者に相当する者を選任し、消防計画を策定すること。
- ウ 地震に備えて、学校と連携のうえ、児童の安全確保、保護者への引き渡し等の避難訓練を定期的実施すること。
- エ 不審者等の侵入に対応する避難訓練を定期的実施すること。
- オ 事故等が発生した場合を想定し、日頃から全職員の役割・行動を確認し、有事の際には迅速かつ確実な対応がとれるように努めること。またAEDの取り扱いを含む緊急救護訓練を定期的受講すること。
- カ 定期的に施設・設備の安全確認を行い児童及び職員に事故がないように努めること。
- キ 施設開所時間及び開所時には、異常がないか十分確認すること。
- ク 市やその他関係機関から不審者情報、注意喚起等の連絡があった場合は、速やかに対応し、適切な処置を講じること。

②緊急時の対応

ア 児童の安全を最優先に、速やかに安全確保のための最善の方法をとること。

イ 消防・警察への通報や、医療機関への搬送等、直ちに適切な措置を講じるとともに、その内容を速やかに市、保護者、学校に連絡をすること。

(1 1) 事故の防止・再発防止

①ヒヤリハットの事例集や安全マニュアルを作成し、日頃から事故防止に努めること。

②事故等が発生した場合は、原因究明を行い、今後の対応策を市へ報告すること。また、必要に応じて、保護者及び学校に対して説明を行うこと。

③重大事故が発生した際は、市が設置する検証委員会に指定の内容を速やかに報告すること。

(1 2) 児童虐待防止

児童虐待防止等の未然防止を図るため、要保護児童の発見に努めるとともに、発見した際や異常に気付いたときには速やかに阪南市こども未来部こども支援課又は岸和田子ども家庭センターに通報・通告すること。

(1 3) 安全計画の策定

①利用者の安全の確保を図るため、設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、必要な措置を講じること。

②安全計画について職員に対して周知するとともに、研修及び訓練を定期的の実施すること。

③利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図れるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。

④定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。

(1 4) 業務継続計画の策定

①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。

②業務継続計画について職員に対し、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めること。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めること。

(1 5) 自動車を運行する場合の所在の確認

留守家庭児童会外での活動、その他児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に点呼、その他、児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。

(1 6) 保護者との連携、円滑な情報共有

- ①連絡アプリ又は連絡帳を活用して、保護者とは連絡調整を密に行うこと。
なお、必要に応じて口頭又は電話等により詳細な説明を行い、保護者への理解を図ること。
- ②留守家庭児童会における行事や連絡事項は「ホームだより」を作成し、保護者に周知すること。
- ③緊急時の早急な連絡のため、緊急連絡アプリ等による保護者への一斉連絡ツールを構築すること。
- ④保護者からの連絡を円滑に受信するため、ＩＣＴを活用した受信方法を積極的に検討すること。
- (17) 指定管理者のウェブサイトの開設
入会を検討している世帯等への情報発信のため、指定管理者によるウェブサイトを開設のうえ、情報発信すること。
- (18) 施設の管理に関する業務
留守家庭児童会は、児童が長時間生活する場所であることに十分な配慮をもって安全管理・衛生管理を徹底し、施設管理に必要な保守作業等を行うこと。
 - ①保守管理業務
 - ア 建物、設備、消防設備、空調設備、衛生設備等は、日常点検、定期点検、関係法令に基づく点検を行い、性能を維持すること。
 - イ 消防設備は、消防法に基づき保守点検（総合点検・機器点検）を実施すること。
 - ウ 児童が利用する遊具等は児童が怪我をしないように適切に管理すること。
 - ②施設維持管理業務
衛生環境を保つため、清掃や害虫駆除等を行うこと。
- (19) 損害賠償保険の加入
指定管理者は、留守家庭児童会を運営するのにあたり、損害保険及び賠償保険に加入すること。
- (20) 学校、地域等との連携
 - ①小学校から留守家庭児童会へと連続性を持たせるため、小学校と連携し、保育の充実に努めること。
 - ②小学校との情報交換にあたっては、個人情報や秘密の保持に十分留意すること。
 - ③児童の下校時間の確認、年間行事、学校施設等を活用した遊び場の確保、学校施設の利用にあたっての留意事項の遵守、学校と連携を図ること。
 - ④地域との交流・連携に努めること。
 - ⑤「放課後子ども教室推進事業」の連携に努めること。
- (21) 市との連携等
 - ①運営に関する事項は、市へ報告するとともに、定期的に情報共有の会議を開催し、また必要に応じて臨時会議を開催するなど、市との連携を図ること。
 - ②実施状況調査、次年度の見込み調査等、行政が行う調査に協力すること。
- (22) 要望、苦情への対応
児童や保護者からの要望や苦情に対しては、迅速にかつ適切に、誠意をもって対応すること。

(23) モニタリングの実施

指定管理者は、阪南市教育委員会が策定した「阪南市教育委員会指定管理者制度導入施設モニタリングマニュアル」に基づき、指定管理業務のモニタリングを実施する。

※【資料①】「阪南市教育委員会指定管理者制度導入施設モニタリングマニュアル」参照

なお、教育委員会は、上記モニタリングマニュアルに基づき、指定管理業務のモニタリング結果については、市ウェブサイト等で公表する。

1.1 備品等について

指定管理者に貸し付ける備品等については、教育委員会の所有とし、その利用及び保管は十分注意すること。

- (1) 教育委員会が所有し、留守家庭児童会に設置している備品、消耗品並びに指定管理者が指定管理料から購入した備品、消耗品の所有権は、教育委員会に帰属するものとする。指定管理者はこれらを市の関係例規等に基づいて適正に管理・使用し、通常の消耗、朽廃により消滅したものを除き、指定期間の終期に、始期の状態のまま教育委員会に返還することとする。
- (2) 指定管理者自らが備品を購入し、設置しようとする場合は、事前に教育委員会と協議を行うものとする。
- (3) 指定管理者は、備品を管理するための台帳を備えて、その保管にかかる備品を整理する。備品を廃棄処分する場合は、事前に教育委員会と協議する。
- (4) 複写機は、指定管理者が調達するものとし、事務所内にFAX機能付きコピー機を1台以上設置するものとする。これらの維持管理費及び消耗品の経費は指定管理者が負担する。

1.2 立ち入り検査について

市は必要に応じ、施設、物品、各種帳簿並びに管理運営の実施について検査を行う。

1.3 業務の引継ぎ等

- (1) 指定管理者は、指定期間の開始前に、管理運営に必要な準備を自らの費用負担により行う。
- (2) 指定管理者は、本業務の終了に際し、阪南市または阪南市が指定する者に対し引き継ぎ等を行う。

1.4 指定管理者の履行責任等

(1) 経費等

- ①年間の経費の執行は、市と定めた予算額以内で執行する。
- ②会計年度終了後、事業報告と会計報告を行う。
- ③指定管理者は、経理規定を策定し、経理事務を行う。

(2) 指定の取消し、業務規定

教育委員会は、指定管理者が教育委員会の求め、調査または指示に従わないと

き、指定管理者の責に帰すべき事由（指定管理者の経営状況に問題がある場合を含む）により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるとき、秘密保持義務または個人情報保護義務に違反したときは、違反等の程度、理由その他の事情を考慮して、指定を取消し、または期間を定めて管理の業務の全部または一部の停止を命ずることがある。

（３）原状回復

教育委員会は、指定期間が満了したとき、指定を取消したとき、または管理の業務の全部または一部の停止を命じたときは、指定管理者であった者または指定管理者に、施設及び設備を速やかに原状回復するよう命ずる。

ただし、現況が施設の管理に特に支障がないと教育委員会が認めるときは、原状回復を求めない。

（４）施設の修繕及び改修

１件５００千円未満の小規模な物品や施設の修繕費については、迅速な手続きで完了させるため、年間２，０００千円の予算を割りあて指定管理者が実施する。修繕費に残金が生じた場合は、精算し、市に返金する。なお、１件あたり５００千円以上のものについては、教育委員会と協議を行う。

（５）物品の管理等

指定管理者が行った修繕等により整備した物品は、教育委員会の所有に属するものとする。その他、教育委員会の所有に属する物品については、「１１ 備品等について」に記載のとおりとし、善良な管理者の注意を持って管理に努める。

（６）損害賠償

指定管理者が、故意または過失により当該管理物件に損害を与えた場合は、市は指定管理者に損害賠償を求めるものとする。

（７）事故等により第三者に生じた損害の賠償

事故等により第三者に生じた損害の賠償は、指定管理者が賠償する。ただし、損害の発生が市の責に帰すべき理由または天災事変等不可抗力の場合は、協定に従って、または教育委員会と指定管理者との協議のうえ、決定する。

（８）秘密保持

指定管理者及び従事者（指定管理者または従事者であった者を含む）は、指定管理の業務に関して知り得た秘密を正当な理由なく漏らし、または指定管理者の業務以外の業務に利用する等盗用してはならない。

（９）業務実施時の留意事項

業務を実施するうえで、次の各項目に留意して円滑に実施する。

①関係法令等を遵守する。

②公の施設であることを常に念頭におき、公平な運営を行う。

③指定管理者が施設の管理運営に係る各種規定・要領等を別に定める場合は、教育委員会と協議を行う。

④地域住民並びに公共的団体と協調・協力を図る。

（１０）その他

①指定管理者の指定取消し後、第２順位、第３順位の法人等と次期指定管理予定候補者としての協定締結について協議を行う場合がある。

②市の定例監査は、指定管理者も監査の対象となるため、市監査委員事務局の指

示に従うものとする。

③職員の通勤車両は小学校の敷地内に駐車しないこと。

1 5 自主事業の提案

指定管理者は留守家庭児童会の設置目的達成のため効果が認められるものについて、指定管理者の責任及び費用負担において自主事業を実施することができることから、申請者にて自主事業を自由に提案すること。

1 6 協議

指定管理者は、この仕様書及び添付資料に規定するほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、教育委員会と協議のうえ、決定する。

〒599-0292	阪南市尾崎町35-1
阪南市教育委員会事務局	生涯学習部 生涯学習推進室
担当	秋山
電話（直通）	072-489-4542
Eメール	s-gakusyuu@city.hannan.lg.jp

(別紙) リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理者
申請コスト	申請費用の負担		○
物価等の変動	人件費、物件費等の物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
需要の変動	利用者の減少、需要見込みの誤りその他の事由による利用料金収入の減		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	周辺地域との協調、施設の管理運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの苦情・要望等への対応		○
法令の変更	施設等の設置基準の変更により施設等の新設または改築を要するものなど管理運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	管理基準の変更を要する法令変更（軽微なものについては協議事項とする）	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	指定管理者に影響を及ぼす税制変更（消費税等）	○	
	指定管理者に影響を及ぼす税制変更（法人税等）		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、または業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費の負担	○	
不可抗力	不可効力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市または指定管理者のいずれの責めにも帰さない自然的または人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加（軽微なものを除く）	協議事項	
不可抗力	不可効力に伴う、業務の変更、中止、延期	協議事項	
運営リスク	管理上の瑕疵による事故及びこれに伴う利用者への損害		○
	管理上の瑕疵による臨時休止等に伴う運営リスク		○
	設備、備品等の貸し出し管理上の不備		○
	施設予約管理、チケット発行の瑕疵		○
資金調達等	運営上必要な初期投資、運営資金の確保		○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの（１件あたり５００千円未満のもの）		○
	経年劣化によるもの（上記以外）	協議事項	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（１件あたり５００千円未満のもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	協議事項	
	指定管理者による施設等の管理運営上の瑕疵によるもの		○
運営費の増大	市以外の要因による運営費の増大		○
第三者への賠償	管理業務の執行に伴い第三者に損害を与えた場合		○
安全性の確保、環境の保全	維持管理・運営における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む）		○
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生等		○
事業終了時の費用	指定管理期間が終了した場合または期間途中において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用及び新しい指定管理者への引継ぎ費用		○

(参考資料) 令和5年度利用者数

令和5年度阪南市留守家庭児童会利用状況報告書

【2023年4月～2024年3月】 【営業日数293日間】

留守家庭児童会名	通常保育					延長保育										早朝保育				
	～午後5時					午後5時～午後6時					午後6時～午後7時					午前8時～9時				
	申込人数		利用人数（延長）			申込人数		利用人数（延長）			申込人数		利用人数（延長）			申込人数		利用人数（延長）		
	申込 人数	(内) 障害児	利用 人数	(内) 障害児	支援 員数	申込 人数	(内) 障害児	利用 人数	(内) 障害児	支援 員数	申込 人数	(内) 障害児	利用 人数	(内) 障害児	支援 員数	申込 人数	(内) 障害児	利用 人数	(内) 障害児	支援 員数
下荘A留守家庭児童会	377	22	4,860	150	36	98	3	1,232	3	27	31	0	257	0	24	182	7	892	39	27
下荘B留守家庭児童会	444	19	4,764	19	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
舞留守家庭児童会	416	20	5,596	262	37	113	15	1,592	145	36	72	15	856	140	36	102	4	508	5	36
朝日A留守家庭児童会	423	50	5,570	801	36	130	25	1,894	251	36	63	3	559	6	27	129	30	724	157	36
朝日B留守家庭児童会	271	36	2,770	442	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西鳥取A留守家庭児童会	342	35	5,484	531	36	79	2	814	5	26	20	2	140	5	26	104	9	543	22	27
西鳥取B留守家庭児童会	239	15	3,051	259	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東鳥取A留守家庭児童会	409	30	7,048	621	36	267	44	4,094	517	36	86	25	1,179	239	36	223	33	1,251	172	36
東鳥取B留守家庭児童会	370	84	5,655	1,229	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東鳥取C留守家庭児童会	341	95	4,486	1,157	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桃の木台A留守家庭児童会	429	66	6,365	1,045	37	217	42	3,064	501	36	100	14	1,131	71	36	217	30	1,041	146	36
桃の木台B留守家庭児童会	327	6	5,101	55	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桃の木台C留守家庭児童会	294	36	4,466	642	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新上荘A留守家庭児童会	530	26	8,140	384	60	185	27	2,656	392	36	68	13	472	67	36	162	10	900	46	36
新上荘B留守家庭児童会	286	42	3,892	594	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尾崎留守家庭児童会	486	52	6,823	695	55	74	0	1,078	0	24	25	0	164	0	25	116	11	634	45	26
合 計	5,984	634	84,071	8,886	615	1,163	158	16,424	1,814	257	465	72	4,758	528	246	1,235	134	6,493	632	260

阪南市留守家庭児童会指定管理者仕様書 変更箇所一覧

番号	箇所	変更前	変更（案）
◎ 1	P3 (2) 職員の配置基準 ①統括責任者 資格要件	<u>指定なし</u>	<u>放課後児童支援員の有資格者又は放課後児童クラブの職務に従事し、一年以上の経験を積んだ者</u>
◎ 2	①副統括責任者 資格要件		
◎ 3	③主任支援員 配置場所	<u>各児童会</u>	<u>各支援の単位</u>
◎ 4	④支援員 雇用形態	<u>指定なし</u>	<u>可能な限り正規・常勤職員とする</u>
◎ 5	※5つ目	※常勤職員の定義は、 <u>国の放課後児童対策パッケージを参照するものとし、指定なしの場合も、可能な限り正規・常勤職員を配置すること。</u>	※常勤職員の定義は、 <u>子ども・子育て支援交付金交付要綱に定めるとおりとする。</u>
6	P4 ③主任支援員	・留守家庭児童会の <u>行事計画</u> する。 ・保護者との連携、必要な情報交換、信頼関係 <u>の構築</u> する。	・留守家庭児童会の <u>行事を計画</u> する。 ・保護者との連携、必要な情報交換、信頼関係 <u>を構築</u> する。
7	P13 (23) モニタリングの実施	※【資料●】「阪南市教育委員会指定管理者制度導入施設モニタリングマニュアル」	※【資料①】「阪南市教育委員会指定管理者制度導入施設モニタリングマニュアル」
8	P17 (参考資料) 令和5年度利用者数	令和5年度利用者数	

阪南市留守家庭児童会指定管理者募集要項 提出様式Ⅰ（案）

下荘留守家庭児童会
舞留守家庭児童会
朝日留守家庭児童会
西鳥取留守家庭児童会
東鳥取留守家庭児童会
桃の木台留守家庭児童会
新上荘留守家庭児童会
尾崎留守家庭児童会

令和6年5月

阪南市教育委員会



HANNAN
SDGs未来都市



提出書類様式第 I 目次

様式 A	説明会・現地施設案内参加申込書
様式 B	質疑書
様式 C	<u>指定管理者等指定申請書</u>
	<u>様式第 9 号 阪南市留守家庭児童会指定管理者指定申請書</u>
様式 D	グループ構成員届出書
様式 E	<u>団体の概要</u>
様式 F	<u>放課後児童健全育成事業実績表（一覧）</u>
様式 G	<u>使用印鑑届</u>
様式 H	委任状
様式 I	<u>誓約書</u>
様式 J	<u>誓約書</u>

※様式 C・E・F・G・I・J については、必ず提出してください。

※必要に応じて様式を追加、変更してください。

様式A

令和6年5月 日

阪南市教育委員会 様

(代表者) 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

阪南市留守家庭児童会指定管理者の指定に係る
説明会・現地施設案内参加申込書

下記のとおり、阪南市留守家庭児童会指定管理者の指定に係る説明会・現地施設案内への参加を申し込みます。

記

ふりがな 参 加 者 職 氏 名		
部 署 名		
ふりがな 担 当 者 職 氏 名		
電 話 番 号		
F A X 番 号		

*参加者は1団体につき、2名以内でお願いします。

様式B

令和6年5月 日

阪南市教育委員会 様

質 疑 書

阪南市留守家庭児童会指定管理者の指定に係る募集要項等について、次のとおり質問をします。

(代表者) 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(連絡先) 担当者氏名

電話番号

FAX 番号

E-mail アドレス

No	該当資料名等	頁	質問事項
1			
2			
3			

※質疑書は、令和6年5月16日(木)～5月22日(水)午後5時までにEメールで送信してください。(送付先 メールアドレス：s-gakusyuu@city.hannan.lg.jp)

※質疑書を送付後は必ず電話により、メール到着の確認をしてください。

様式C

令和6年6月 日

阪南市教育委員会 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

(実印)

阪南市留守家庭児童会指定管理者の指定に係る申請書

阪南市留守家庭児童会指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、手続にあたっては、同募集要項、業務仕様書及び資格要件等を全て確認し、提出する書類の記載内容等については、全て事実と相違ないことを誓約します。虚偽の記載があった場合、提案参加資格を取り消されても異議申立ていたしません。

(連絡先・担当者)

住所	〒
所属部署	
担当者職・氏名 ふりがな	
電話番号・FAX 番号	
メールアドレス	

様式第 9 号(第 16 条関係)

阪南市留守家庭児童会指定管理者指定申請書

令和 6 年 6 月 日

阪南市教育委員会 様

申請者 所在地

名 称

代表者

印

阪南市留守家庭児童会条例第 12 条第 2 項の規定により、阪南市留守家庭児童会の指定管理者の指定を受けたいので、下記書類を添えて申請します。

記

(1) 申請資格を有していることを証する次の書類

ア 法人登記簿謄本

イ 定款又はこれらに相当する書類

ウ 国税及び地方税の納税証明書(募集日以後に交付されたものに限る。)又は納税義務がない旨の申立書

エ 申請資格に関する申立書

(2) 管理に係る事業計画書

(3) 当該団体の経営状況を証明する書類

ア 前 3 事業年度の収支(損益)計算書又はこれに相当する書類

イ 前 3 事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類

ウ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書

エ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書

オ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

カ その他教育委員会が必要と認める書類

様式D

グループ構成員届出書

令和6年6月 日

阪南市留守家庭児童会指定管理者の指定を受けるため、グループを結成しましたので、届出します。

代表団体グループの名称	
住 所	
代表者の氏名	印
担当者の氏名	
電 話 番 号	

構成員グループの名称	
住 所	
代表者の氏名	印
担当者の氏名	
電 話 番 号	

構成員グループの名称	
住所	
代表者の氏名	印
担当者の氏名	
電話番号	

※枠が足りない場合は適時追加してください。

様式E

団体の概要

団 体 名	
代 表 者	
団体所在地	
資 本 金	
設立年月日	
従業員数	
電話番号	
F A X 番 号	
電子メール	
担当組織名	
担当者名	
主な事業内容	
応募の理由	

様式F

令和6年6月 日

阪南市教育委員会 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

放課後児童健全育成事業実績表（一覧）

	契約先	業務名称	業務概要	契約期間
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

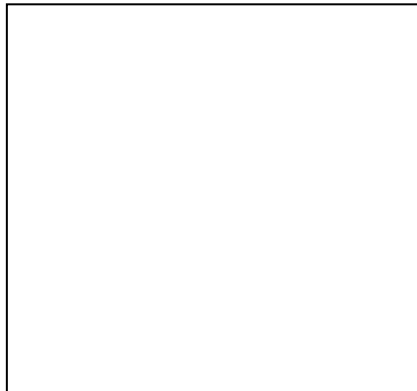
※国や自治体との契約実績があれば優先し、最大10件まで記入してください。

※詳細について、別紙様式3-1に最大3契約をそれぞれ記入してください。

様式G

使 用 印 鑑 届

使用印



阪南市留守家庭児童会指定管理者の指定に係る提出書類、契約締結及び代金の請求等のため、上記の印鑑を使用したいので、届け出ます。

令和6年6月 日

阪南市教育委員会 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

(実印)

令和6年6月 日

委 任 状

阪南市教育委員会 様

(申請者・委任者)

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

(実印)

私は、下記の者を代理人と定め、下記により権限を委任します。

(受任者)

所在地

商号又は名称

受任者職氏名

⑨

電話番号

(委任事項)

- (1) 阪南市留守家庭児童会指定管理者の指定に係る書類及びその提出に関すること。
- (2) 代金の請求及び領収に関すること。
- (3) その他、契約に関すること。

様式 I

誓 約 書

私は、阪南市が阪南市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知した上で、下記事項について誓約します。

- 1 私は、阪南市の公共工事等を受注するに際して、阪南市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、阪南市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、阪南市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が阪南市から大阪府泉南警察署又は大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書1に該当する事業者であると阪南市が大阪府泉南警察署又は大阪府警察本部から通報を受け、又は阪南市の調査により判明した場合は、阪南市が阪南市暴力団排除条例及び阪南市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づき、阪南市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が阪南市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額500万円未満のものは除く。）から誓約書を徴し、当該誓約書を阪南市に提出します。
- 6 私の使用する下請負人等が、本誓約書1に該当する事業者であると阪南市が大阪府泉南警察署又は大阪府警察本部から通報を受け、又は阪南市の調査により判明し、阪南市から下請契約等の解除又は2次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

阪南市教育委員会 様

令和6年6月 日

所 在 地

事業者名（フリガナ）

代 表 者（フリガナ）

（実印）

代表者の生年月日

年 月 日

様式 J

令和 6 年 6 月 日

阪南市教育委員会 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

⑨

誓 約 書

当社（私）は、公示日から本日まで、国又は阪南市以外の自治体において、阪南市入札参加停止要綱（平成 13 年阪南市訓令第 12 号）に規定する入札参加停止措置と同等の措置（以下「入札参加停止措置」という。）を受けていません。また、本日以降契約締結までに入札参加停止措置を受けた場合は、提案参加資格を取り消されても異議申立ていたしません。

阪南市留守家庭児童会指定管理者募集要項 提出様式Ⅱ（案）

下荘留守家庭児童会

舞留守家庭児童会

朝日留守家庭児童会

西鳥取留守家庭児童会

東鳥取留守家庭児童会

桃の木台留守家庭児童会

新上荘留守家庭児童会

尾崎留守家庭児童会



HANNAN
SDGs未来都市

令和6年5月

阪南市教育委員会

提出書類様式Ⅱ 目次

			頁
①市民の平等な利用が確保されること			
様式1-1	公の施設の公共性・公平性に対する考え方		1
様式1-2	施設間のサービス内容の平準化に対する考え方		2
様式1-3	個人情報の保護に対する対応方針と社会的弱者への配慮、緊急時の対応		3
②管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること			
様式2-1	団体の組織の状況		4
様式2-2	団体の事業実績（過去の事業実績を含む）		5
様式2-3	施設の管理運営に必要な資産（財政力）		6
様式2-4	職員の人員配置（勤務体制・配置体制・人数）		7
様式2-5	人材確保の方策及びその確実性		8
様式2-6	人員不足が生じた場合のバックアップ体制		9
様式2-7	研修計画・指導体制・支援体制		10
③管理経費の縮減が図られること			
様式3-1-1	指定管理料見積金額		11
様式3-1-2	指定管理者収支予算書（令和7年度）		12
様式3-1-3	指定管理者収支予算書（指定期間）		13
様式3-2	運営収支計画・経費縮減の考え方及び具体的方策		14
④施設の効用を最大限発揮し、児童の自主性・社会性等の一層の向上が図られること			
様式4-1	留守家庭児童会の運営に対する基本的な考え方		15
様式4-2	生活習慣や社会性を習得するための具体的な実施策		16
様式4-3	児童の発達段階に応じた育成支援に対する考え方及び支援内容		17
様式4-4-1	特別な配慮を必要とする児童への配慮に対する考え方	（障がい）	18
様式4-4-2		（虐待）	19
様式4-4-3		（いじめ）	20
様式4-4-4		（アレルギー）	21
様式4-4-5		（日本語能力など）	22
⑤効率的・効果的な事業運営が図られること			
様式5-1	I C T活用やデジタル化による児童・保護者の利便性向上		23
様式5-2	I C T活用やデジタル化による支援員等の業務効率化		24
⑥衛生管理及び安全対策が講じられていること			
様式6-1-1	・感染症予防・事故やケガの防止の対応・防犯対策		25
様式6-1-2	・防災対策・安全計画の策定・業務継続計画の策定		26
⑦関係機関等と連携すること			
様式7-1	保護者との連携		27
様式7-2	学校との連携		28
様式7-3	地域との連携		29
⑧その他特に加点すべき提案等			
様式8	特に加点して評価すべき提案		30

様式1-1

①市民の平等な利用が確保されること
公の施設の公共性・公平性に対する考え方

様式1-2

①市民の平等な利用が確保されること
施設間のサービス内容の平準化に対する考え方

様式1-3

①市民の平等な利用が確保されること	
個人情報の保護に対する対応方針	
社会的弱者への配慮	
緊急時の対応	

様式2-1

②管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること				
団体の組織の状況				
団体名及び代表者名				
所在地	〒			
資本金				
役員数				
従業員数				
設立年月日				
沿革				
主な事業				
団体の組織の状況 (組織図)				
経営方針				
経営状況 (過去3年度分記入)	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	総収入(総売上)			
	総支出(総費用)			
	当期損益			
	累積損益			

様式2-2

②管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること		
団体の事業実績(過去の事業実績を含む)		
事業名		
事業場所		
事業期間		
委託金額 (直近単年度毎)	令和3年度	
	令和4年度	
	令和5年度	
事業の概要と 受託業務内容		
事業実績 (業務実績)		
物的能力での 対応内容		

放課後児童健全育成事業の実績について、それぞれ最大3契約について記入して下さい。

様式2-3

②管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること	
施設の管理運営に必要な資産(財政力)	
注 * 事業者による記述は必要ありません。	
○ 別途提出資料参照	
	過去3年度分の法人税納税証明書及び消費税納税証明書
	過去3年度分の貸借対照表
	過去3年度分の損益計算書

様式2-4

②管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること
職員の人員配置(勤務体制・配置体制・人数)

様式2-5

②管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること
人材確保の方策及びその確実性

様式2-6

②管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること
人員不足が生じた場合のバックアップ体制

様式2-7

②管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること
研修計画・指導体制・支援体制

③管理経費の縮減が図られること

指定管理料見積金額

阪南市が負担する指定管理料
【令和7年度～令和11年度の5か年の合計金額】

¥ , , 円

様式3-1-3の合計額とする。

なお、各年度の上限額は、¥123, 505, 000円

※5か年の内訳について、様式3-1-3(指定管理料)参照

様式3-1-2

③管理経費の縮減が図られること		
指定管理者収支予算書（令和7年度）		
単位千円		
収 入		
項 目	内 訳	合 計
指定管理料		
利用料金収入		
そ の 他		
収入合計(A)		0
支 出		
単位千円		
項 目	内 訳	合 計
人 件 費	正規・常勤職員	
	正規・非常勤職員	
	補助員	
	その他の職員	
	法定福利費	
	福利厚生費	
	通勤手当	
	交通費	
	研修費	
管 理 費	消耗品費	
	通信費	
	印刷製本費	
	修繕費	
	光熱水費	
	医薬材料費	
	賃借料	
	保険料	
	謝礼金	
	負担金	
	委託料	
	広告料	
	雑費	
	管理費	
	支出合計(B)	
収支(A)－(B)		0

*必要な項目は適時追加してください。

様式3-1-3

③管理経費の縮減が図られること

指定管理者収支予算書(指定期間)

単位千円

収 入

項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
指定管理料					
利用料金収入					
そ の 他					
収入合計(A)					
5年間収入合計(B)					

支 出

単位千円

項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
人件費					
正規職員					
その他の職員					
管理費					
消耗品費					
旅費					
通信費					
印刷製本費					
修繕費					
光熱水費					
医薬材料費					
賃借料					
保険料					
謝礼金					
負担金					
委託料					
原材料費					
支出合計(C)					
5年間合計(D)					

収支合計(A)－(C)					
5年間合計(B)－(D)					

*(様式3-1-2)の予算額を年度ごとに記入してください。

様式3-2

③管理経費の縮減が図られること
運営収支計画・経費縮減の考え方及び具体の方策

様式4-1

④施設の効用を最大限発揮し、児童の自主性・社会性等の一層の向上が図られること
留守家庭児童会の運営に対する基本的な考え方

様式4-2

④施設の効用を最大限発揮し、児童の自主性・ 社会性等の一層の向上が図られること
生活習慣や社会性を習得するための具体的な実施策

様式4-3

④施設の効用を最大限発揮し、児童の自主性・社会性等の一層の向上が図られること
児童の発達段階に応じた育成支援に対する考え方及び支援内容

④施設の効用を最大限発揮し、児童の自主性・
社会性等の一層の向上が図られること

特別な配慮を必要とする児童への配慮に対する考え方（障がい）

④施設の効用を最大限発揮し、児童の自主性・
社会性等の一層の向上が図られること

特別な配慮を必要とする児童への配慮に対する考え方（虐待）

様式4-4-3

④施設の効用を最大限発揮し、児童の自主性・社会性等の一層の向上が図られること
特別な配慮を必要とする児童への配慮に対する考え方（いじめ）

④施設の効用を最大限発揮し、児童の自主性・
社会性等の一層の向上が図られること

特別な配慮を必要とする児童への配慮に対する考え方（アレルギー）

④施設の効用を最大限発揮し、児童の自主性・
社会性等の一層の向上が図られること

特別な配慮を必要とする児童への配慮に対する考え方（日本語能力など）

様式5-1

⑤効率的・効果的な事業運営が図られること
ICT活用やデジタル化による児童・保護者の利便性向上

様式5-2

⑤効率的・効果的な事業運営が図られること
ICT活用やデジタル化による支援員等の業務効率化

⑥衛生管理及び安全対策が講じられていること
・感染症予防・事故やケガの防止の対応・防犯対策

⑥衛生管理及び安全対策が講じられていること
・防災対策・安全計画の策定・業務継続計画の策定

様式7-1

⑦関係機関等と連携すること
保護者との連携

様式7-2

⑦関係機関等と連携すること
学校との連携

様式7-3

⑦関係機関等と連携すること
地域との連携

様式8

⑧その他特に加点すべき提案等
特に加点して評価すべき提案

阪南市留守家庭児童会指定管理者候補者選定評価方法（案）

阪南市留守家庭児童会指定管理者選定委員会は、下記の指定管理者候補者の選定基準及び評価基準に基づき応募者の審査を行い、総合点が最も高い順に指定管理者候補者を決定する。

阪南市留守家庭児童会指定管理者候補者選定基準及び評価基準

1. 下記の選定基準に基づき、それぞれの評価項目について評価する。

- ①市民の平等な利用が確保されること
- ②管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること
- ③管理経費の縮減が図られること
- ④施設の効用を最大限発揮し、児童の自発性・主体性等の一層の向上が図られること
- ⑤効率的・効果的な事業運営が図られること
- ⑥衛生管理及び安全対策が講じられていること
- ⑦関係機関等と連携すること
- ⑧その他特に加点すべき提案等

2. 評価項目の評価点は、下記の評価基準の通りとする。

- | | |
|-------------|---------|
| A. 特に優れている | 配点×1. 0 |
| B. 優れている | 配点×0. 7 |
| C. 普通 | 配点×0. 5 |
| D. やや劣っている | 配点×0. 3 |
| E. 劣っている | 配点×0. 1 |
| F. かなり劣っている | 配点×0 |

3. 上記の総合点で判断する。

- ①提出書類と提案説明会の結果を基に、評価項目に基づき選定委員会において総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定します。
- ②選定委員の配点合計のうち、最高点と最低点を除いた評価点の合計を当該申請者の総合点とします。
- ③最高点と最低点で同点が発生した場合、同点となった委員の各選定基準の平均点を算出して合計点とする。
- ④総合点が最も高い順に指定管理者の候補者を選定します。なお、同点の場合は、選定委員会の委員長が候補者順位を決定します。
- ⑤総合点が満点の60％に満たない場合、指定管理者の候補者に選定しません。

【指定管理者評価項目別配点】

選定基準	評 価 項 目	配 点
①市民の平等な利用が確保されること	公の施設の公共性・公平性に対する考え方	5 点
	施設間のサービス内容の平準化に対する考え方	5 点
	個人情報の保護に対する対応方針と社会的弱者への配慮、緊急時の対応	5 点
	小 計	1 5 点
②管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること	団体の組織の状況	5 点
	団体の事業実績（過去の事業実績を含む）	5 点
	施設の管理運営に必要な資産（財政力）	5 点
	職員の人員配置（勤務体制・配置体制・人数）	2 0 点
	人材確保の方策及びその確実性	2 0 点
	人員不足が生じた場合のバックアップ体制	1 0 点
	研修計画・指導体制・支援体制	1 5 点
	小 計	8 0 点
③管理経費の縮減が図られること	指定管理料見積金額による評価 ・ 3 0 点 × 申請者の中の最低提案額 ÷ 当該事業者の提案額 ＝得点（1 点未満切り捨て）	3 0 点
	運営収支計画・経費縮減の考え方及び具体的方策	1 0 点
	小 計	4 0 点
④施設の効用を最大限発揮し、児童の自主性・社会性等の一層の向上が図られること	留守家庭児童会の運営に対する基本的な考え方	1 5 点
	生活習慣や社会性を習得するための具体的な実施策	2 0 点
	児童の発達段階に応じた育成支援に対する考え方及び支援内容	2 0 点
	特別な配慮を必要とする児童（障がい・虐待・いじめ・アレルギ－・日本語能力など）への配慮に対する考え方	2 5 点
	小 計	8 0 点
⑤効率的・効果的な事業運営が図られること	I C T 活用やデジタル化による児童・保護者の利便性向上	1 0 点
	I C T 活用やデジタル化による支援員等の業務効率化	1 0 点
	小 計	2 0 点
⑥衛生管理及び安全対策が講じられていること	・ 感染症予防・事故やケガの防止の対応・防犯対策 ・ 防災対策・安全計画の策定・業務継続計画の策定	3 0 点
	小 計	3 0 点
⑦関係機関等と連携すること	保護者との連携	1 0 点
	学校との連携	1 0 点
	地域との連携	5 点
	小 計	2 5 点
⑧その他特に加点すべき提案等	特に加点して評価すべき提案	1 0 点
	小 計	1 0 点
	合 計	3 0 0 点

選定基準	評 価 項 目	配 点	評価点						得点
			A (×1.0)	B (×0.7)	C (×0.5)	D (×0.3)	E (×0.1)	F (×0)	
			特に優れて いる	優れている	普通	やや劣って いる	劣っている	かなり劣っ ている	
①市民の平等な利用が確保されること	公の施設の公共性・公平性に対する考え方	5点	5	3.5	2.5	1.5	0.5	0	
	施設間のサービス内容の平準化に対する考え方	5点	5	3.5	2.5	1.5	0.5	0	
	個人情報の保護に対する対応方針と社会的弱者への配慮、緊急時の対応	5点	5	3.5	2.5	1.5	0.5	0	
	小 計	15点	小 計						
②管理を安定して行う物的能力及び 人的能力を有すること	団体の組織の状況	5点	5	3.5	2.5	1.5	0.5	0	
	団体の事業実績(過去の事業実績を含む)	5点	5	3.5	2.5	1.5	0.5	0	
	施設の管理運営に必要な資産(財政力)	5点	5	3.5	2.5	1.5	0.5	0	
	職員の人員配置(勤務体制・配置体制・人数)	20点	20	14	10	6	2	0	
	人材確保の方策及びその確実性	20点	20	14	10	6	2	0	
	人員不足が生じた場合のバックアップ体制	10点	10	7	5	3	1	0	
	研修計画・指導体制・支援体制	15点	15	10.5	7.5	4.5	1.5	0	
	小 計	80点	小 計						
③管理経費の縮減が図られること	指定管理料見積金額による評価 ・30点×申請者の中の最低提案額 ÷当該事業者の提案額＝得点(1点未満切り捨て)	30点	・30点×申請者の中の最低提案額÷当該事業者の提案額 ＝得点(1点未満切り捨て)						
	運営収支計画・経費縮減の考え方及び具体的方策	10点	10	7	5	3	1	0	
	小 計	40点	小 計						
④施設の効用を最大限発揮し、児童の 自主性・社会性等の一層の向上が 図られること	留守家庭児童会の運営に対する基本的な考え方	15点	15	10.5	7.5	4.5	1.5	0	
	生活習慣や社会性を習得するための具体的な実施策	20点	20	14	10	6	2	0	
	児童の発達段階に応じた育成支援に対する考え方及び支援内容	20点	20	14	10	6	2	0	
	特別な配慮を必要とする 児童への配慮に対する考え方	障がい	5点	3.5	2.5	1.5	0.5	0	
		虐待	5点	3.5	2.5	1.5	0.5	0	
		いじめ	5点	3.5	2.5	1.5	0.5	0	
		アレルギー	5点	3.5	2.5	1.5	0.5	0	
		日本語能力など	5点	3.5	2.5	1.5	0.5	0	
	小 計	80点	小 計						
⑤効率的・効果的な事業運営が図られ ること	ICT活用やデジタル化による児童・保護者の利便性向上	10点	10	7	5	3	1	0	
	ICT活用やデジタル化による支援員等の業務効率化	10点	10	7	5	3	1	0	
	小 計	20点	小 計						
⑥衛生管理及び安全対策が講じられ ていること	・感染症予防・事故やケガの防止の対応・防犯対策	30点	15	10.5	7.5	4.5	1.5	0	
	・防災対策・安全計画の策定・業務継続計画の策定		15	10.5	7.5	4.5	1.5	0	
	小 計	30点	小 計						
⑦関係機関等と連携すること	保護者との連携	10点	10	7	5	3	1	0	
	学校との連携	10点	10	7	5	3	1	0	
	地域との連携	5点	5	3.5	2.5	1.5	0.5	0	
	小 計	25点	小 計						
⑧その他特に加点すべき提案等	特に加点して評価すべき提案	10点	10	7	5	3	1	0	
	小 計	10点	小 計						
合 計		300点	280	196	140	84	28	0	0